

あそび

県内初!

男女共同参画推進事業所認定制度を始めました



◆どんな制度なの？

今年の8月から、「沼津市男女共同参画推進事業所認定制度」を始めました。

この制度は、男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる市内の事業所を「男女共同参画推進事業所」として認定し、広く紹介する制度です。

◆申請できる事業所は？

市内に所在する事業所です。業種や規模は問いません。本店が市外に所在していても、市内に所在する支店は対象になります。

◆どんな取り組みをすればいいの？

I 性別にとらわれず、従業員の能力を活用する取組

- (1) 人事管理面での配慮
(募集、採用、人事配置など)
- (2) キャリア・アップ等に関する支援

II 仕事と家庭の両立支援の取組

- (1) 子育てに関する支援制度
- (2) 介護に関する支援制度
- (3) 制度が利用しやすい職場づくり

III 男女がともに働きやすい職場づくりの取組

- (1) 職場環境の改善
- (2) セクシュアル・ハラスメントの防止
- (3) 妊娠中及び出産後の女性従業員に対する健康管理に関する措置

◆認定の有効期間は？

認定を受けた日から3年間です。認定を受けた場合、毎年、取組状況報告書を提出していただきます。

◆事業所にとって、どんなメリットがあるの？

①イメージの向上

「男女共同参画推進事業所」として、市のホームページや広報紙を通して、広く紹介します。

②優秀な人材の確保・定着

家庭や余暇を大切にしている従業員が増える中で、従業員の希望するライフスタイルを実現できる環境を提供することは、優秀な人材の確保・定着につながります。

③労働意欲や生産性の向上

仕事と家庭を両立させるため、メリハリのある働き方をし、質の高い仕事をしたり、育児参加などで仕事を離れる時間を持つことで、新しい視点（発想）を仕事に活かすなど、従業員の意欲と能力を引き出すことができます。

④効率化のきっかけ

育児休業や短時間勤務によって、職場における業務配分の見直しなど、仕事の進め方を見直し、効率的に働くきっかけになります。



認定を受けることで、様々なメリットがあることから、事業所の積極的な申請がありました。認定事業所については、次ページへGO!!



平成20年度 認定事業所を紹介します!

平成20年度は、15事業所の申請があり、書類審査と実地審査の結果、15事業所すべてを推進事業所として認定し、12月10日に認定証が交付されました。認定を受けた事業所の皆さん、おめでとうございます。それでは、認定を受けた事業所と、それぞれ、男女共同参画に向けどのような方針または取り組みを行っているのか紹介いたします。



認定事業所の皆さんと認定マーク作成者の松田さん

認定番号	事業所名	方針・主な取り組み
第1号	(株)リコー沼津事業所	仕事と育児、介護、ボランティアの両立支援など
第2号	総合警備保障(株)沼津支社	育児休職制度等の整備・拡充など
第3号	(福)春風会	男性従業員の育児参加促進事業など
第4号	沼津信用金庫	明るく働きがいのある職場環境づくりなど
第5号	スルガ銀行(株)	働く女性の職務向上のための SMART 委員会など
第6号	(株)明電舎沼津事業所	働きやすい環境整備等による従業員満足度向上など
第7号	沼津東急ホテル	妊娠・出産・育児を理由とした退職者の再雇用など
第8号	(財)復康会	仕事と家庭の両立支援のための制度の充実など
第9号	(財)復康会沼津中央病院	本人の希望や状況に応じた働き方への配慮など
第10号	(財)復康会沼津リハビリテーション病院	男性職員の育児休暇の取得など
第11号	東芝機械(株)沼津本社	キャリア・アップ支援・教育制度の充実など
第12号	(株)フジクラ沼津事業所	ダイバーシティの観点から充実した職場環境の創出など
第13号	矢崎電線(株)沼津製作所	労使で取り組むワーク・ライフ・バランスなど
第14号	富士通(株)沼津工場	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・実施など
第15号	沼津市立病院	院内保育所「きらら」の開設など

※各事業所の詳しい取り組み内容については、市ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。



認定マーク決定!

認定制度の実施に伴い、市民の皆さんに認定事業所を広く認識してもらうため、認定マークも作りました。

認定マークは市民の皆さんに親しみやすいものとするため、また、将来の進路を考え始める中高生に男女共同参画について理解を深めってもらうため、市内の中高生に募集を行ったところ、12作品の応募があり、選考の結果、沼津市立沼津高等学校中等部3年 松田彩花さんの作品に決定しました。

今後は、認定事業所のパンフレット等の印刷物に活用していただくとともに、ホームページ等に幅広く活用します。



沼津市立沼津高等学校中等部
3年 松田 彩花さん

●認証マーク●



●松田さんのコメント●

それぞれの職場で、男女の差別なく、みんなで協力して頑張っていければいいなという気持ちで描きました。

背景は社会を、手をつないでいる姿は職場での男女の姿をイメージしています。

また、一緒に持っている風船は平等を表しています。



認定事業所を目指しましょう!

この制度は、毎年、事業所の募集を行います。

今回紹介した認定事業所では、男女共同参画の推進に向け、様々な工夫を行っています。こうした取り組みを参考に、ぜひ、他の事業所の皆さんも「男女共同参画推進事業所」の認定を目指していただきたいと思います。

制度についての詳細は、市のホームページをご覧ください。か、男女共生推進室までお問い合わせください。



numazu

検索

いっしょに「ハーモニー」を編集しませんか?

情報紙「ハーモニー」は、市と市民ボランティアの編集委員の協働で作成し、年に2回発行しており、この情報紙の編集委員を募集しています。男女共同参画に興味や関心のある方、情報紙の企画・編集に興味のある方は、是非ご応募ください。

◎対象：18歳以上の沼津市内在住の方で、月1～2回、平日2時間程度の会議に出席できる方。

◎応募人数：4～5名

◎役割：企画から、文書作成、取材、レイアウトなど情報紙作成の全般。

※応募される方は、男女共生推進室（TEL055-934-4705）までご連絡ください。



平成20年度

各種講座の開催報告



沼津市男女共同参画推進条例制定記念講演会 「テレビ寺子屋」から学ぶ男女共同参画

講師：松田 朋恵さん（フリーアナウンサー）



とき 5月26日(月)
午後2時～3時30分
場所 サンウェルぬまづ
多目的ホール

松田さんには、子育てと仕事の両立の秘訣について、実体験を織り交ぜてお話いただきました。

◆参加者の声

日常生活における常識を考えさせられる話題や、子育てについての参考になるお話で大変参考になりました。

企業向けセミナー

仕事と家庭両立支援セミナー

講師：佐藤 友さん（遠州鉄道㈱）

事例発表：木内 和実さん（福春風会）

とき 10月29日(水)
午後1時30分～4時
場所 市民文化センター
第2練習室



㈱21世紀職業財団静岡事務所と共催で、事業主や、人事労務担当者を対象としたセミナーを開催しました。

講師の佐藤さんには、自社で取り組んでいる仕事と家庭の両立支援策について、(福)春風会さんには、男性従業員の育児参加促進事業の取り組みについてお話していただきました。

◆参加者の声

自分の会社には取り入れられていない制度を知ることができたので有意義だった。

保育士研修

0歳児からの男女平等保育・ 教育を進めるために

講師：笹原 恵さん（静岡大学准教授）

とき 1月9日(金)
午後3時～5時
場所 ブケ東海沼津



男女共同参画の意識づくりは、幼児期から始めることが重要です。保育士等が正しい男女共同参画意識を持ち、幼稚園等で推進してもらいたいと考え、沼津市幼児教育研究協議会と共催で、研修会を開催しました。

◆参加者の声

知らず知らずのうちに、男女差別をしていたことに驚いた。少しずつ自分の意識を変えていきたい。

市職員研修

男女共同参画社会の意義と行政のあり方

講師：犬塚 協太さん（静岡県立大学教授）

とき 7月14日(月)
午前の部 10時～11時30分
午後の部 1時30分～3時
場所 市役所8階大会議室



条例の制定を機に、改めて職員が男女共同参画について理解を深め、それぞれの職場でジェンダーの視点を持って仕事に取り組むために職員研修を実施しました。

沼津市男女共生情報紙第17号 **ハーモニー**（平成21年3月発行）

発行：沼津市企画部政策企画課男女共生推進室

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 TEL 055(934)4705 FAX 055(934)5011

E-mail kikaku@city.numazu.shizuoka.jp